

八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関して必要な指導を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 申請予定者 法第22条第1項又は第23条第1項の許可を受けようとする者をいう。

(事前協議)

第3条 申請予定者は、あらかじめ市長と協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

- 2 申請予定者は、事前協議を行う場合は、当該申請等に係る汚染土壌処理施設の設置又は変更に係る事業計画について記載した汚染土壌処理施設設置等事業計画書（別記第1号様式。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 法第22条第1項の許可を受けようとする申請予定者は、前項の事業計画書に、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第2条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 4 法第23条第1項の許可を受けようとする申請予定者は、前2項の事業計画書等に、省令第8条第2項に規定する書類及び図面を添付しなければならない。

(周知)

第4条 申請予定者は、事業計画書の内容について、周辺住民に対し説明会等の開催により周知し、意見を収集しなければならない。ただし、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかな場合その他市長が適当と認めた場合には、周知を省略することができる。

- 2 申請予定者は、前項の規定により説明会等を開催しようとする場合は、周知計画書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 申請予定者は、前項の周知を行ったときは、関係周辺住民からの意見及びその対応等を記載した議事録等を添付した周知結果報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。なお、周辺住民からの意見等により事業計画に変更がある場合は、変更した事業計画書を市長に提出しなければならない。

(生活環境影響調査)

第5条 申請予定者は、当該汚染土壌処理施設の設置又は変更がその所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、生活環境影響調査結果報告書（別記第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(申請予定者への指導)

第6条 市長は、第3条から前条までの規定により提出された事業計画書その他関係書類の審査等の過程において必要と認める場合は、申請予定者に対し、当該事業計画書等の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

(事前協議の完了)

第7条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を完了し、事前協議完了通知書（別記第5号様式）により申請予定者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第4条の規定による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第5条の規定による生活環境影響調査が適切に行われたこと。
- (4) 前条の規定による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

(事前協議の中断)

第8条 市長は、第6条の規定による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めた場合は、事前協議を中断することができる。

(許可申請の時期)

第9条 申請予定者は、法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による許可申請をする場合は、第7条の規定による通知を受けた後に行うものとする。

(事前協議の失効)

第10条 申請予定者が、第7条の規定による通知を受けてから1年を経過する日までに前条の許可申請をしない場合は、事前協議はなかったものとみなす。ただし、申請予定者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。